

平成31年第3回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成31年3月11日（月） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
議案第19号 荒尾市農業振興地域整備計画の変更について
報告第8号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第9号 時効取得の届けについて
- 第3 その他

議長(会長) それではただ今より平成31年第3回の総会を開催いたします。本日は13名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題10件、報告6件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、**議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(譲渡人) 熊本市北区の個人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 上井手の田、面積896㎡、現況田

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

こちら現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。この隣、手前側北側にですね、譲受人の子の名義の農地がございまして、ここと一緒に使うということで申請が上がっております。特に問題は無いと思います。以上でございます。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では担当委員、説明をお願いします。

委員 ここは元々別の人に作っていただいていたんですけども、今回譲受人が隣同士だということで、何ら問題無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第16号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 2ページ、**議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

5件です。

受付番号1

（譲渡人）熊本県玉名郡長洲町の個人

（譲受人）福岡県大牟田市の個人

（土地の所在地）蔵満の田、面積 522 m²、現況田

（転用目的）事務所及び資材置場、第3種農地で用途区域内農地

住宅の南に隣接した旗竿状の農地になっております。現場の写真です。こちらに家がありまして、奥が農地、見た感じ何も使ってない宅地っぽくなってるんですけども、ここに事務所と資材置場を作りたいということで申請が上がっています。

事業計画書をご覧ください。こちらですね、譲受人が建設関係の仕事をしてらっしゃるみたいで、個人事業でやってらっしゃいます。実際どういったことを、ちゃんとしてらっしゃるかどうかを事務局で確認しましたら、荒尾市の建設業の法人とかの下請けを個人で引き受けてらっしゃって、そういった契約書の写しとかもですね、出していただいて、きちんとやってらっしゃるということは確認できています。

事業計画書をご覧ください。計画内容はですね、転用面積は 522 m²。土地の計画として事務所は 6.48 m²、要はコンテナですね、コンテナみたいなのを置く計画です。あと残りはですね、自分たちが使う資材置場として、トラックとかですね軽トラを置く駐車場、そして資材置場にしたいということで右の図面のとおりです。それで譲受人はですね、この図面にある北隣の住宅、こちらのほうに引越しして住むということで、自宅とこういった資材置場をですね、一体として使いたいということで申請が上がっております。基本的には、元々特に造成とか無しで使えますので、特に排水とかですね、そういったものについては問題無いかと思えます。こちらは以上です。

受付番号 2

(譲渡人) 水野の個人

(譲受人) 鹿児島市の太陽光発電事業の法人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 130 m²、現況畑、外 1 筆、合計 749 m²

(転用目的) 太陽光発電設備、第 2 種農地

現地が分かり難いんですけども、この辺一帯ですね、里道の西側で工場の手前のこの辺一帯が今回申請の場所の農地になっております。

事業計画書をご覧ください。事業目的は太陽光発電です。事業面積が 749 m²、発電出力が 44.0kw、使用パネルが 224 枚、パネル面積が 398 m²。給排水計画としましては、太陽光発電ですのでこれまでどおり雨水は地下浸透ということで、特に被害防除はありません、というふうになっております。右の図面どおりです。こちらは以上でございます。

受付番号 3

(譲渡人) 東屋形の個人

(譲受人) 牛水の個人

(土地の所在地) 宮内の田、面積 50 m²、現況田

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地、雑種地 375 m²を同時に利用

雑種地のところを基本的には利用するということなんですけども、形が悪いので一部農地を 50 m²くらい取得して長方形にして使うということで申請するという形になっています。

こちらが現場の写真です。こっちのほうが、青い所が雑種地ですね。形が悪いということで、右側西側が農地なんです。それで 50 m²を切って加えて転用して、きれいな長方形にして利用したいということで出ております。

事業計画書をご覧ください。自己用住宅ですね、ということで雑種地を考慮しましたけども、ちょっと土地の形状が悪いということで農地を 50 m²、元々の雑種地 375 m²、合わせて 425 m²の住宅を作るということで、木造二階建て延べ床面積が 149.88 m²を 1 棟、駐車場を 3 台分、給排水については公共の上下水道を使うということで、特にこちらのほうもですね、元々雑種地の所ですので、その隣の畑もですね、耕作されてない状況です。基本的には問題無い所かなと思うような所です。こちら以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 日の出町の個人

(譲受人) 西原町の個人

(土地の所在地) 四ツ山町の宅地、面積 284.02 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

こちらが現場の写真ですが、大体この辺りですね、元々住宅として開発された所なんですけども、所有者が農地にされてですね、登記地目は宅地ですが現況が畑ということで、農地法の申請をしなければいけないというところで許可の申請が出ております。

事業計画書をご覧ください。自己用の住宅を建設、転用面積は 284.02 m²、木造平屋建 102.68 m²を1棟建てる。上下水道は公共のものを利用するというので、元々宅地として開発された所ですので、転用することに関しては特に問題無いのかなと思っております。以上です。

受付番号5

(譲渡人) 増永の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 2.26 m²、現況畑

(転用目的) 宅地拡張、第3種農地で用途区域内農地、始末書添付

この隣の農地はですね、平成30年第10回定例会で個人住宅への転用申請がなされ、許可されている所です。その転用許可の申請のために測量したところ、隣の家がですね、少し越境していたことが判明しまして、それでこの部分をですね、きちんと転用許可申請をして、きちんと宅地にするということで申請が上がっております。越境面積も僅かですので特に問題無いのかなと思えます。

事業計画もですね、今説明したとおりでございます。以上でございます。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号と2号について担当委員が同じですので、続けて説明をお願いします。

委員 1番のほうですね、中古住宅ということで購入して、その同一敷地内に農

地があったということで、こちらの図面のようになってますけど資材置場と駐車場にするということで申請されたんですけど。周りの状況等からしてですね、何ら問題無いと思います。以上です。

委員 2番の太陽光のほうにつきましてもですね、国道から入りまして先のほうは行き止まりの所ですけど、道路に面してですね。さっきあったように南側がみかん畑で西のほうに工業団地を挟んでですね、果樹をちょっと植えてあったということと、あと北のほうにはオリーブの木を、大きい木ではありませんけど植えてありますけど、まあ支障は無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号と4号について担当委員が同じですので、続けて説明をお願いします。

委員 3番ですけど、東屋形山のほうですけども、これ50㎡ですけども、これ雑種地と50㎡の田んぼを申請されたということでですね。一緒にまとめてということですけど、別に問題無いと思います。

委員 それとあと1つは四ツ山の物件ですけど、ディスカウントストアの北の辺りの畑に一般住宅を建てると。これも周りにはですね、宅地の周り、ちょっと南に残ってるのが畑というよりも家庭菜園、問題無いように思います。図面を見てもらえば分かりますけど、境界もきっちりされてる所で問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして5号について、担当委員をお願いします。

委員 先程の説明にもありましたように、譲受人の家が2.26㎡食い込んでいたということで今回申請を出されたわけですけど。南側の部分が、今度分譲するということで測量したところこういう状況になったということで、譲受人が購入するということで、問題無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第17号農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 5ページ、**議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**についてです。

2件です。

受付番号1

（貸渡人）東屋形の個人

（借受人）増永の貸渡人の子

（土地の所在地）東屋形の畑、面積315㎡、現況畑

（契約期間）平成31年2月20日～平成51年2月19日の20年

（転用目的）一般住宅、第3種農地で用途区域内農地住宅街の農地です。

事業計画書をご覧ください。面積が315㎡、木造二階建の住宅で延べ床面積107.16㎡を1棟、駐車場2台分。上下水道は公共上下水道に接続ということで、こちらも元々宅地として開発された農地ですので特に問題無い所だと思います。こちら以上です。

受付番号2

（貸渡人）下井手の個人

（借受人）熊本市南区の太陽光発電事業の法人

（土地の所在地）下井手の畑、面積1,825㎡、現況畑

（契約期間）平成31年2月20日～平成51年2月19日の20年

（転用目的）太陽光発電設備、第3種農地で用途区域内農地

事業計画書をご覧ください。転用面積は1,825㎡、パネル枚数288枚ということでパネル面積が680㎡、パネル投影面積が473㎡ということで計画されています。残りは図面をご覧ください。見ていただければ分かると思いますが、形が少し不整地になっております。この台形型の土地に太陽光発電を計

画されています。1,825 m²に対してですね、680 m²のパネル面積ですので、ちょっと面積が太陽光発電の面積はですね、土地が広すぎるかなというところがございますけど、図面を見ていただきますと、一応通路とかちょっと形が悪いんで面積として使えない所とかですね、そういった所を差し引いたところですね、大体このような形態になりますというふうに出ております。入り口のほうですね、左側西側に入り口がありますけど、畑になっておりまして、貸渡人の畑の通路を使うという形になっています。こちらは以上でございます。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「使用貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 東屋形の所、これですね、これ親子です。借受人は貸渡人の息子さんです。譲渡するよりも多分20年貸し与えたほうが何かいいんじゃないかということで、使用貸借にされてるのかと思います。別に問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 これ貸渡人は、管理する者がいないということで太陽光にしたということですので、よろしくをお願いします。

事務局次長 これ、使用貸借になってますけど、租税公課は借受人が負担することとなっております。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第18号、農**

業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成 31 年 3 月 15 日の公告予定です。今回は 3 回目の利用権設定となっております。

別紙 1 ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定 10 年の田 1,268 m²、利用権設定の合計が 1,268 m²、今回の利用集積計画合計が 1,268 m²となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第 1 回からの累計で 16,687 m²となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 下井手の個人

(貸し手) 兵庫県姫路市の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積 1,268 m²

利用目的は水稲、期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 6 月 30 日までの 10 年間、総額 8 千円/年の賃貸借です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

議長 この借り人はですね、農業次世代人材投資資金を夫婦型で申し込んでおられまして、意気込んでおられます。地域の方の味噌工房ですかね、それを一生懸命やっていくということで、一生懸命やられていると思います。どうでしょうか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第 18 号を終了したいと思います。では続きまして議案第 19 号 荒尾市農業振興地域整備計画の変更について、担当の農政係長より説明お

願います。

農政係長 すいません、この場を借りてご説明申し上げます。皆さんのお手元に農業振興地域整備計画の変更についてという資料があると思います。前回平成20年度に全面見直しを行いましてですね、今年ですね、見直しを行います。

農業振興地域整備計画というのは、まずはどういうものかということをおよそ説明しますが、農業振興地域の整備に関する法に基づきまして、農地の保全・有効活用、農業生産基盤の整備、非農地的土地需要への対応などを図り、優良な農地を農用区域として保全しまして、その区域内の土地を基盤整備・農業近代化施設整備及び農用地の流動化対策等を計画的かつ集中的に推進していくことを目的といたしまして、農業振興地域整備計画というのがあります。それで前回の整備計画でですね、20haを超える広域な利用を目的といたしまして整備計画を作っておりました。ところがですね、近年の高齢化・担い手不足による耕作放棄地がどんどん増えてまいりまして、農業委員会さんのほうで荒廃農地の調査をしていただきまして、再利用が困難な、復元が困難な山林化した農用地、これを県の用途転換促進事業を活用しまして、農業以外の利用を行えない山林や原野として地目変更、利用がもう出来ないというような農地に関しまして、地目変更を行うためにですね、今回計画を変更したいと思っています。農振農用地に入っている復元が難しい農地について調べましたところ、95筆 115,613㎡の農地が、主に小岱山の中腹、みかん園の跡地から下のほうまで含めまして山林化しているのが現状です。ここはですね、見直しを行って農地から外された所もありますけれども、今現在圃場整備とか行われている集団化された農地についてはですね、担い手さんに集積して農地を生かすような推進を図っていきたいと思います。

地図を出しまして説明したいと思います。皆さんのお手元にはこのA3の、1から15まで枠が書いてある図面があると思いますので、これに沿って説明します。今説明した中でですね、この小岱山側の6と10、小岱山に近い所ですね、昔みかん畑があった所が荒廃しているという状況で。これは6ですね、6でオレンジ色の斜線が付いている所が荒廃してですね、集団化の端のほうは、農地の団地化の中で真ん中とかだったら解消していただきたいんですけど、端のほうでですね、現地写真のように上のほうで竹が生えたり樹木が茂って、もう農地自体に入れない土地がかなりありました。そういう農地があってですね、ここは道が無くなってどうしても農地として利用できない、という場所がありましたので、今回見直しに入れております。農地から外しまして、計画から外するという計画です。

次がですね、8とか13の枠のエリアですね、こちらのほうはですね、②のほ

うなんですけども、集落内に介在している小規模な農地ですね。ほぼ農業振興を図ることが見込まれない小規模な農地ということで、例えば家が1軒ありまして、家は農振農用地から外れてるんですけど、庭先の家庭菜園が作ってある、庭先が実際農振農用地に入っている所が結構、地図とか見てみたらありました。そういう農地もですね、以前は集団化の中に入れて計画されていたんですけど、どうしてもやっぱり後継者ですね、子どもが家を建てるから家の近くに家を建てたいけど農振農用地に入ってるからできない、という相談が結構ありました。もちろん全体的な集団的な農地を除外となると中々難しいんですけど、やっぱり家の中の庭先の一角だけ農振農用地だというのは、圃場整備には隣接してるんですけど家は農振農用地から外れてる、庭先の家庭菜園みたいな所は農振農用地に入ってるという状況が結構ありました。もう農業としては使ってなくて、家庭菜園程度で使って、倉庫とか建てたいんだけど建てられない、子どもが家に帰ってきて農業したいんだけど、ここに家建てたいけどできないとかという色々な規制が掛かっている農地がありましたので、今回これを見直したいと考えております。これが2ですね、小規模な農地、住宅に隣接している土地及び小規模で集落に介在している農地というのが96筆55,023㎡ありましてので、この辺も見直すと計画の中に入れていきます。

③のほうですね、圃場整備地区内で農用地として適当でない、前は圃場整備の一角の計画で水路とか道路も農振に入っている場所があります。今回見直しを行ったところ、圃場整備と国道の間で、圃場整備はされてないんですけど、これは浦川の圃場整備なんですけど、国道沿いにですね、もう使ってない農地とかが結構ありました。この場所でいうとちょうど一部の所です。あの辺に家が何軒かありまして、その間に。集落と介在しているにも重なりますけれども、この辺りもですね、今後圃場整備の中じゃなくて外、真ん中に線が通っているのは国道208号線ですね。ちょうど一部の所の前に家がありまして、家の近辺の所が圃場整備してないんですけど農振農用地に入ってる。その辺の土地を、今後外したほうがよいのではないかと考えて計画に入れております。そういった農地が37筆6,907㎡あります。合計いたしますと20ha近くの農地を今回見直そうかなと考えております。やはり担い手不足とか耕作放棄地の増加とか色々ありますと、農地として今後含めていいかというのもありましたので、今回見直しということで計画させていただきます。

また編入ですね、農振農用地の編入ということで、こちらは国の補助事業を使いましてですね、みかんの改植事業とかされる農家、補助事業をされる農家に対しては農振農用地に入っていないと補助が受けられないということでですね、2筆ですけども、枠で言えば6番の枠なんですけども、みかん園が結構多い所のこの青い部分ですね、真ん中に青い印がありますけども、この農地が2筆です

ね、みかんの集団化の中に入ってなかったということで今回編入したいと考えています。農振農用地区域の見直しにつきましては以上のとおりとなりますけど、それを含めまして計画、荒尾農業振興地域整備計画書（案）があるかと思えます。こちらのほうも今回見直したいと考えてます。

7ページですね、農業生産基盤の整備開発計画、（イ）の八幡農区ですが、以前の計画では川登地区の圃場整備を計画しますと書いてあります。今回ですね、もう川登地区の圃場整備は終わりましたので、圃場整備は完了し、今後は農作業の利便を図るために農道整備を行いたいという文言を書いています。続きまして（ウ）の府本地区と（エ）の平井地区ですけれども、以前は菜切川水系の圃場整備計画とかも入っておりませんでしたけど、今回ですね、圃場整備の計画が実際ありますので、この府本地区と平井地区の中に、圃場整備を行い農地の高度利用を図るという文言を入れております。次の8ページもですね、圃場整備事業で菜切川水系で100haを計画したということで内容を変更します。

続きまして10ページ、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画なんですけども、こちらの家族経営ですね、認定農家になってらっしゃる方もいらっしゃると思えますけど、荒尾市の認定農家、一応所得500万円の目標ということで、ここに書いてある624万円の概ね8割を目標とする認定農家の計画の目安ということで、こちら作っております。以前はですね、水稻+麦という計画で指標として載せておりましたけど、実際麦を作ってらっしゃる方が少なくですね、どうしても現状見てみますと、新規就農者でしたら水稻と露地ナスとか参入は野菜のほうが多いんですね。ナスとか野菜を、県の指標を取り入れましてここに記載しております。機械もこういうような、今の現状がトラクターが45馬力くらいだろう、管理機があったほうがいいのか、赤で記載しているのは変更があった部分を記載しております。梨についてですけど、以前は幸水、豊水、新高のみの記載でした。こういうやけ化による色々な被害が出ておりますのでこの内容を見直してですね、豊水、幸水、秋麗、あきづき、新高ということで、多品目によるリスク分散としてですね、こちらのほうも変更させていただいております。みかんにつきましてもですね、昔は早生が多かったんですけども、どうしても金額面とかですね、日持ちがしないとかいうのがありまして、県の指標とか見ましたところ早生、普通とかが金額的にいいみたいな傾向がありましたので、この辺を多品目の組み合わせによるリスクの分散と現状に見合った品種ということで変更いたしております。酪農につきましては頭数が以前は少なかったんですけども、近代化の酪農施設が増えておりますので、こちらのほうに変更いたします。大体県の指標で平均しまして624万円という年間所得となっておりますので、そこに合わせた形でこういう計画を挙げさせていただいております。

続きましては次の11ページですけれども、こちらのほうは農地中間管理機構を利用してですね、農地集積を図り、地区ごとの農用地利用を向上して円滑な農用地の利用集積を推進するというので、(2)の文言を書いております。続きまして、あとは概ね赤字で書いておりますけど、ほぼ野菜とか米とか営農に見合った品種の導入とかを考えています。

続きまして、荒尾農業振興地域整備計画書基礎調査に関する基礎資料(案)ですけど、別紙になります。こちらはですね、4ページにですね人・農地プランの変更ということで、新たに人・農地プランに加わった地区を記載しております。平成24年からの分ですね。一つ変更がありましたのがありますけど、概ね人・農地プランが荒尾市全域で計画されておりますので。当初ですね、計画して上がってきた年度を記載しております。度々計画内容変更がありますけれども、当初の分の指定された年度を記載しております。5ページです。文言とか数字の変更とかを赤字で記載しております。

7ページですね、農業生産の現状と今後の方向ということで、普通作は人・農地プラン、梨については若木への更新、温州みかんにつきましても環境型農業とか優良系統への品種転換とか地域ブランドの文言とか、大まかに変更しております。野菜につきましてもですね、以前は計画自体がありませんでしたので、今荒尾市もですね、少しずつ野菜栽培が増えてきております。暗渠排水も整備されてですね、できれば圃場整備地区内でも野菜とかを栽培していただくとですね。地域活性化を図っていただければと、内容を計画に記載しています。主に変更点は、ざっとですけれども、大体あとは文言を同じような言葉に変えておりますので、できれば時間があるときに目を通していただければと思います。今回この計画を、農業委員さんに意見伺うということで、この内容についておかしいところがあったり、ここを変更したほうがいいんじゃないかというものがあれば、伺いまして総合農政にかけたいと思いますので、皆様のご意見を聞かせていただければと思います。簡単ですけど、説明いたしました。よろしく願います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

委員 荒尾農業振興地域整備計画書(案)11ページ、法人経営の項で、経営規模 新興100aは40aの間違いでは。時期的に重なってないのでそういう計画になっているのかなど。何で新興をそんなに大きくするのかなどと思ひまして。

議長 経営目標の規模に合わせて策定したものだからではないかと。

委員 今まで説明があったのは、法に基づいて全国の市町村が基本構想案なんかをそれぞれの自治体で作るようになっていくんでしょう。それが現状に合わなくなってきたから見直すということで。

農政係長 そうです。

委員 わかりました

議長 本来ならば5年おきに見直すということをおっしゃっているんですけど、荒尾においては今度10年ぶりに見直すということをおっしゃっております。

農政係長 実は農振の法律がありまして、県が作りまして、各市町村が作ってその整合性というか、県がまとめて熊本県ではこういう計画、それは各市町村の計画を基に県が計画を作りまして全体的な大きな農振農用地区域を決める。結局国としてもですね、国を守るには農地・食料が大事ということで、食料を確保するためには農振農用地区域を設けないと、国として有事の時にどうなのかという計画が、大きな計画があるそうなんです。それに基づいて地方自治体の計画となっています。

議長 ほかにございませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第19号を終了したいと思います。これは審議事項ですので、これでよろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第19号については承認するというので、よろしくお願ひします。

続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願ひしたいと思います。

報告第8号から報告第9号について報告が行われた。

○第8号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について 5件

○第9号 時効取得の届けについて 1件

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」の声あり) —

では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カードについて
- 農業委員会定例会の予定会場の変更について
- 農業委員活動記録簿の提出について
- 農業経営基盤強化促進法の改正について
- コンクリートで地面を覆った農業用ハウスについての農地転用における取扱いの変更について

議長 それでは、これもちまして平成31年第3回定例会を終わります。

閉会：15時05分

定例会終了後、熊本県玉名地域振興局より集落営農法人化お呼び農地集積の取り組み・対策について説明が行われた。